

未成年者のネット通販トラブル急増中！

ポチッと

する前に
よくチェックだワン！



初回限定
90%
OFF

送料
のみ

実質
0円

実は
定期購入

2回目
以降は
高額に

解約
できない
場合も

2022年4月1日より成年年齢が18歳に引き下げられます

編集・発行



独立行政法人

国民生活センター



ポチっと通販のトラブル回避術

1 お試しか 定期購入か よく確認を!

販売サイトで「初回100円」「初回送料のみ」の文字が目立っていても、離れたところに小さく「定期購入が条件」などの表示があり、思っていたより高額な請求を受ける。2回目以降の支払いが高額なことも!



2 契約前に 親に 相談しよう

未成年なのに「成人である」とか、親(保護者)の同意がないのに「同意を得ている」とうそをついて申し込まない。利用規約を見ないで「同意する」などのチェックボックスにチェックしない。



3 解約・返品 の条件を しっかり確認

「解約は電話のみ」「いつでも解約可能」などと書かれていても電話が繋がらないことも。解約や返品の内容の表示がなければ商品が届いて8日間は送料負担で返品できる。なお、通信販売には、クーリング・オフはない。



4 商品をどのような 販売条件で購入したのか 契約内容を記録しよう

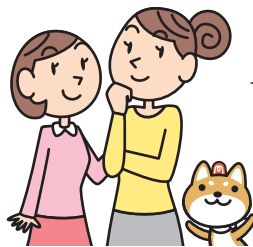
販売サイトの表示や申込みの最終確認画面など、契約内容がわかるものはスクリーンショットを撮る。業者とのやり取り(電話の履歴やメモ、メール、SNS)も併せて保存しておく。



トラブルになったら、消費生活センター188に相談!

トラブル防止のため、未成年の子どもに届く宅配物に気を配りましょう。トラブルにあったら、解約の申し出の手助けや消費生活センターへの相談などをしっかりサポートすることが重要です。

保護者の方へ



2022年4月1日より成年年齢が18歳に引き下げられ、18歳になってから結んだ契約は未成年者取消ができません。なお、未成年なのに「成人である」「親の同意を得ている」と偽って申し込んだ契約は取り消せないことがあります。

困った時は、
消費者ホットライン

い や や
☎188にご相談を!
最寄りの相談窓口
電話が繋がります

お住まいの自治体の相談窓口